

御取引確認書

御取引先様の皆様（以下、「甲」といいます。）と、株式会社グローバルフォームコンクリート（以下、「乙」といいます。）は乙の取り扱う商品（以下、「本件商品」といいます。）の売買に関し、次の通り（以下、「本契約」といいます。）、御取引させていただきます。

第1条（基本契約）

乙は、甲に対し、本件商品を個別契約に従い継続的に売り渡し、甲はこれを買受ける。

第2条（適用範囲）

- 1 本契約の各条項は、次条以下で定める個別契約に適用される。
- 2 個別契約の内容が本契約と異なるときは、個別契約の規定が優先するものとする。

第3条（個別契約）

- 1 甲が乙から買受ける商品の品名、規格、数量、単価、代金総額、引渡条件、代金支払の方法、その他売買について必要な条件は、本契約に定めるものを除いて、都度個別契約をもって定めるものとする。
- 2 個別契約は、甲が発行する前項の項目を記載した注文書に対し、乙がこれを承諾することにより成立する。ただし、甲からの注文書を受領した後3営業日以内に、乙が諾否を回答しないときは、乙はかかる注文を承諾したものとみなす。
- 3 甲及び乙は、個別契約の内容を変更する必要がある場合、速やかにその旨を相手方に通知し、両者協議のうえ、これを変更することができる。なお、個別契約を変更する場合、甲及び乙は、必ず変更に関する書面を作成するものとする。

第4条（商品の製造及び自主検査）

- 1 乙は、食品衛生法等関連する諸法令並びに関係監督官庁の行政指導事項を遵守して本件商品を製造する。
- 2 乙は、製造した商品の品質、規格及び衛生基準に適合していることを確認するため、商品の検査を適宜行い、責任を持って記録するとともに、合格したもののみを甲に出荷するものとする。

第5条（引渡し及び検収）

- 1 乙は、個別契約に定める日時、場所において、本件商品を甲に引き渡すものとする。
- 2 甲は乙から本件商品の送付を受けた場合、7日以内に規格・数量・品質を検査し、本件商品に明確な瑕疵（異物混入、腐敗、品質不良、規格外品等）が発見された場合は、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、商品を乙に返品できるものとする。また、甲の

指示がある時は、速やかに乙は代替品の提供等の処理をしなければならない。これらに伴う運賃その他の経費は乙の負担とする。

第6条（商品の移転）

本件商品の所有権は、前条1項の引渡しと同時に乙から甲に移転するものとする。

第7条（瑕疵担保）

本件商品の引渡し後、引渡し後の検査では容易に発見することのできなかった瑕疵が発見されたときは、甲は乙に対して、代替品の提供又は代金の返還を請求することができる。（食品の場合は賞味期限以内に限る）

第8条（危険負担）

本件商品について生じた滅失、毀損その他の損害は、引渡し前に生じたものは甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き乙の、引渡し後に生じたものは乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き甲の負担とする。

第9条（代金の支払）

甲は、売買代金を、双方で決められた締め支払日にて乙の指定する銀行口座へ振込みで支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第10条（品質保証）

1 乙は、本件商品について、次の事項を保証する。

（1）商品に関する品質、機能、安全性、表示その他一切の事項については関係諸法令に違反していないこと。

（2）商品に関する鮮度、衛生保存状態は良好、適格なものであること。

（3）商品について、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、肖像権、著作権等第三者の権利を侵害していないこと。

（4）第5条による検査の結果に係わらず、乙は、乙の責に帰すべからざる事由による瑕疵の場合を除き、商品の賞味期限内におけるその性質、商品性を保証する。

2 乙は前項の保証について証するために、甲から要請があった場合は商品の品質に関する関係書類又は第三者機関の証明書の提出、甲又は甲の指定する第三者機関の立入調査に応じるものとする。

第11条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方に対して、本契約又は個別契約に違反して与えた損害を賠償しなければならない。

第12条（製造物責任及び生産物賠償責任保険）

- 1 乙が甲に納入した本件商品の製造上の欠陥に起因して、第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、これにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲と損害賠償額を協議のうえ、当該損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する事態が発生し又は発生する恐れがあることを知った場合は、直ちに甲に通知するものとし、乙は甲の指示に従い直ちに商品を回収する等、甲及び甲の顧客対応に努める。
- 3 乙又は乙のために本件商品を製造する第三者は、第1項の損害を補填するために、相当額の生産物賠償責任保険に加入し、且つ甲の請求のあるときは当該保険の付保証明書又は保険証券の写しを甲に提出するものとする。

第13条（納期遅延）

乙は、原因のいかんを問わず納期遅延を来たすことのないよう努力するとともに、万一商品について引渡し遅延の恐れがあるときは、直ちにその旨を甲に連絡し、その指示を受けるものとする。

第14条（商品の仕様変更）

本件商品に使用される原材料、添加物等に関する変更が行われる場合は、乙は速やかに甲に連絡し、協議するものとする。

第15条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約及び個別契約に基づき知り得た又は、相手方から開示を受けた相手方の営業上及び技術上の秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、前項に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

第16条（本契約の解除）

甲、乙のいずれかが次の各号の一つでも該当したときは、相手方は通知催告を要せず、本契約及び個別契約を解除することができる。

- (1) 甲が乙に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受けたとき。
- (3) 破産、民事再生、再生手続きの開始、競売等の申立があったとき。
- (4) 銀行取引停止処分を受けたとき。
- (5) 資産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められるとき。

(6) 本契約及び個別契約に違反したとき。

第17条 (不可効力条項)

天災地変、労働争議、その他やむを得ない事由により、乙が甲に対し本件商品を提供できない事態が生じ、そのために甲が損害を生じても乙は損害賠償の責に任じない。

第18条 (契約の有効期限)

- 1 本契約の有効期限は、契約時から1年間とする。
- 2 期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれの側からも別段の申出がないときは、本契約は従前と同一内容で更に1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

第19条 (残存条項)

第7条、第10条、第11条、第12条、第15条及び第22条の規定は、本契約の解除又は期間満了による終了後も引き続きその効力を有するものとする。

第20条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
 - (1) 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
 - (2) 反社会的勢力が実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること
- 2 甲又は乙は、前項の1つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第21条 (協議事項)

本契約の内容に疑義が生じたとき、及び本契約の内容に変更を加えるとき、又は本契約に記載のない事項については、甲、乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

第22条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、御取引確認書とさせていただきます。